

会議の名称	平成29年度第2回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成29年6月13日(火) 午後6時～9時10分		
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ3階 情報研修室		
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：  (委員) 臼井雅子会長・日下直喜委員・嶋田節男委員・田村初恵委員・當間丈仁委員・水越久吉委員  (市事務局) 東村総務部長・清水総務部次長・武藤総務課長・湯浅情報公関係長・須藤情報公関係主事</p> <p>●欠席者： 羽生田孝雄委員</p>		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	(1) 会長挨拶 (2) 諮問書授受 (3) 諮問審議 ・平成29年度諮問第2号 「証明書コンビニ交付開始に伴う事務委託及びシステム導入とソフトサポート委託」 (市民課) ・平成29年度諮問第3号 「東村山市女性のための就職支援事業業務委託」 (市民相談・交流課) ・平成29年度諮問第4号 「国保情報集約システムの本稼働前の業務等に係る委託」 (保険年金課) (4) その他		
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公関係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111 (内線2317) ファックス番号 042-390-6227		
会 議 経 過			
(1) 会長挨拶 本日は平成29年度第2回個人情報保護運営審議会の開催になりますが、第1回目の審議会を欠席してしまい大変失礼いたしました。委員の皆様のご厚意により会長を拝命することになりました。よろしくお願ひ申し上げます。 当審議会では、市が個人情報を目的外利用するときや個人情報を使用する業務を外部委託するときに、その個人情報の取り扱いについて審議しております。現在では、個人情報を使用しないサービスの提供は考えられなくなりましたが、個人情報を保護するとはどういうことだったのか原点に戻りますと、不必要な個人情報は集めない・持たない・使わないという原則は、現在でも変わらないと考えております。 近年では、個人情報を取り扱う業務を外部委託するケースが増えて参りました			

た。業務における個人情報の取扱いや情報漏洩等のアクシデントの可能性について考えて審議する必要がありますので、委員全員の両目でしっかり見て参りたいと思います。皆様にもよろしくお願ひしたいと存じます。

※前回欠席の委員に自己紹介を頂く。

(當間委員)

皆さんこんばんは。平成27年度まで東村山市に勤めておりましたが、今年度から委員として当審議会に参加させていただきます。市職員と委員との立場の違いも考えながら、これまでお世話になってきた東村山市に少しでも貢献できるように頑張ってお参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(2) 諮問書授受

東村部長から臼井会長へ諮問書を手渡す。

(3) 諮問審議

○「証明書コンビニ交付開始に伴う事務委託及びシステム導入とソフトサポート委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び市民課、情報政策課の回答

- コンビニに設置されるキオスク端末(以下、「端末」という。)に異常が発生したり、印刷不良が起こった場合、市はその状況を即座に把握できるのか。  
→ 本事業は、市役所の閉庁時間でも各種証明書をコンビニ店舗で受けとることができるサービスである。もし端末に異常が起きたときは、地方公共団体情報システム機構(以下「J-L I S」という。)から市に連絡があるが、リアルタイムですぐにはこない。
- 印刷不良が起きたときは、端末からJ-L I Sに設置されるシステムに、複数回印刷指示が送信されていると思われるが、その送信情報についてJ-L I Sから市に連絡があるのか気になる。  
→ 端末の申請件数と発行件数は市に連絡があるので、その差が印刷不良の件数と思われる。
- 諮問書P.4に「印刷不良により発生した誤印刷の証明書等は～利用者到手渡すか、焼却、溶解、又は裁断等を行う」と書いてあるが、廃棄方法の選択は誰が判断するのか。  
→ 各コンビニ事業者との契約はJ-L I Sが行う。コンビニ事業者のセキュリティに係る部分は、諮問書P.38～P.39ページに記載のとおりである。どの廃棄方法を選択するかは、申し訳ないが現時点での資料ではご説明できない。
- 廃棄方法を具体的に決めておく必要がある。本事業は全国的に行われるので、東村山市の意見だけでは仕様書の内容を変更してもらうことは難しいと思うが、誤印刷の頻度が増加したときに、その証明書等をコンビニ店舗でどう処理していくか検討が必要である。
- 誤印刷の証明書をご本人に渡し、ご自身で廃棄してもらう方法が一番安全である。ただ、本事業を実施している市町村で廃棄方法を統一できるのかわからないと思うので、J-L I Sと協議して書面で報告していただきたい。  
→ 承知した。

- 本事業は他自治体でもすでに実施しているが、過去に個人情報漏えいした事例があれば教えていただきたい。
- 個人情報の漏えい事例はない。もし漏えいした場合は、国と東京都から通知がくることになっている。過去に通信障害が起きたことはあるが、これは個人情報が情報漏えいしたのではなく、システムが停止したために証明書の交付が出来なくなったという事例である。
- 先進市では、何年前から本事業を実施しているのか。
- 三鷹市では、平成22年2月から開始している。また、現時点で417の市町村で本事業を実施している
- 端末から住民票を取得する際に、マイナンバーは記載されるのか。
- 端末画面からマイナンバーの記載の有無を選択できる。
- 当該事業により、日中仕事等で市役所に行けない人にとって利便性が向上するが、端末使用者は誤印刷の証明書の廃棄について、責任を持つことが原則である。たとえば、システムに不具合が起きれば市やJ-L I Sが責任を負うのは当然だが、誤印刷の証明書は、申請者自身が責任を持って持ち帰ればコンビニ従業員の廃棄ミスは起きず問題は発生しない。つまり、コンビニ従業員による廃棄物の取り扱いについて、市は責任を負えない。また、本事業を実施している自治体では大きなトラブルの報告はないとのことなので、システムは正常に機能している。市の責任は、J-L I Sシステムへ接続するシステムの適正な構築及びセキュリティ強化をすることである。
- ちなみに、端末利用者が操作方法をコンビニの従業員に質問した場合、操作を手伝ってもいいのか。諮問書からはそう読み取れる。
- 個人情報に触れてしまうので、従業員は手伝えることができない。
- 本事業は全国的に行われている事業なので他市町村との兼合いもあると思うが、誤印刷の証明書等の廃棄方法を一つにしてもらいたい。廃棄時に、第三者が廃棄したことを証明する廃棄証明書をコンビニ事業者が取得する方法もある。
- 本事業は各コンビニ店舗とではなく、コンビニ事業者と提携するので、店舗ごとの廃棄方法まで決めていない。他市町村に廃棄方法を確認したが、一つに統一されているとの回答はなかった。
- コンビニ事業者との契約は、J-L I Sが行うのか。
- お見込みのとおり。
- そうすると、J-L I Sとコンビニ事業者が結ぶ契約の内容はどうなるのか。
- 諮問書P.38にある「コンビニ事業者等におけるセキュリティについて」が、J-L I Sがコンビニ事業者に求めているセキュリティの内容である。
- J-L I Sと東村山市では、このセキュリティ内容を協議しているのか。
- 今後協議していく。
- 本事業を実施する上で、市民への周知方法はどうか考えているのか。
- 具体的な内容はまだ検討段階であるが、市報やホームページでの周知、様々な機会を捉えて説明していきたいと考えている。
- 若者であれば端末を操作できるが高齢者だと難しいと思うので、自治会等に対して啓発活動する等周知方法を工夫していただきたい。誤印刷の証明書の廃棄方法についてもJ-L I Sに確認し、その方法も踏まえて周知する必要がある。
- 印刷不良率はどのくらいか。
- 他自治体で過去に印刷不良があった事例は聞いていない。
- 端末は、どのコンビニにも同じ種類が置いてあるのか。
- 3種類ある。トップ画面が大きく違うが、画面の行政サービスボタンを押すと、その後に展開する画面は同じである。ATMを使用できる方であれば操作でき

る設計となっている。

- 銀行でも、ATMの操作方法がわからない方には従業員が案内している。
- 本事業は、コンビニ従業員が操作を手伝うことはできない。操作方法のチラシを配布するなど周知方法を検討していく。
- 「使用ガイド」を配布することも一つの手である。
- 現在、マイナンバーを取得した方に「マイナンバーカードのしおり」をお渡ししている。本事業の開始に合わせて、端末画面が載ったガイドを用意する予定である。
- システムの稼働テストをするときはテストデータを使い、住民基本台帳データ（以下、「住基データ」という。）を使わないという理解でいいか。
- テスト時は市職員の個人情報を使って稼働確認をする。
- コンビニ従業員が操作に関わらないので、証明書を第三者に引き出されてしまう詐欺事件が起きる懸念がある。
- 端末で証明書を取得するときは、個人番号カードを読み取らせてから暗証番号を入力するので、個人番号カードと暗証番号がなければ証明書を取得できない。ただ、ご高齢の方でカードに暗証番号を書いてしまうこともある。
- 振り込め詐欺も、あれほど注意喚起されているにも関わらず減少しないので、証明書を不正に入手される事件が起きないとは断言できない。
- そのような事件が起きないように注意喚起していく。
- 本事業について、東村山市は新規の取り組みなので、利用者の年齢層や利用時間帯等の分析を行う必要がある。統計情報から見えてくる対策もある。
- 承知した。
- そのような統計データは、既にあるのでは。
- 本事業を実施している市町村のデータはある。
- 印刷不良の枚数と端末をどれくらいの頻度で交換しているのか、J-L I Sに確認してもらいたい。
- 市役所の閉庁時間に、操作方法がわからない、端末が故障した等を伝える連絡先はあるのか。
- 閉庁時間では市は対応できない。
- 端末の操作及びトラブルに関する連絡先は、市役所やJ-L I Sになるのか。
- 市である。
- そうすると、翌日に電話したり市役所で証明書を取得するしかない。そういったことも含めきちんと周知してもらいたい。
- 端末に防犯カメラは付いているのか。
- コンビニ店舗内には付いているが、画面を映すカメラは設置できない。
- コンビニ従業員は入れ替わりが早いので、誤印刷の証明書をきちんと廃棄するよう指導が徹底されるかどうか懸念がある。その点について、J-L I Sから何か聞いているか。
- まだJ-L I Sと直接話す機会はない。J-L I Sとコンビニ事業者で取り交わす「コンビニ事業者等におけるセキュリティについて」の内容を遵守してもらえると考えている。
- 庁内の証明発行サーバーの構築は、何名で行うのか。
- システムの構築はこれから行うので未定である。
- 庁内の証明発行サーバーの構築は、(株)日立システムズが行う予定であるとのことだが、(株)日立システムズは、東村山市の他システムの管理業務を受託していることが多い。そうすると作業員が複数を業務を担当するため、他の作業と混同してしまう可能性もあるのでは。

- 当市の基幹システムの管理は(株)日立システムズなので、業務が重複することもあるが、業務を詳しく把握している(株)日立システムズの従業員が担当した方がよいと考えている。業務ミスが起きないように業者と連携を取りながら業務を遂行していく。
  - 諮問書3ページ「やむを得ず個人情報を含むデータを複製する必要があるときは、情報政策課長の許可を受けるものとする。」とあるが、どのような作業を想定されているのか。
  - 原則、個人情報は複製しないことを想定しているが、もし複製する場合は情報政策課長の許可を受けている。
  - J-L I Sに、コンビニ従業員の廃棄処理手順書の作成をお願いしてみてもいいかが。
  - (株)日立システムズは、他の自治体における本事業のシステム構築業務を受託しているのか。
  - いくつかの自治体から受託している。
  - 本事業を実施している400近い自治体において、住基情報が入っているシステムに対して、不正なアクセスがされシステム障害が発生した事例はあるのか。
  - そのような事例は発生していない。市内の証明発行サーバーを構築し、必要な住基データを当該サーバーに移行するので、仮に市内の証明発行サーバーに不正アクセスがあったとしても、元の住基データが入っているシステムには影響は及ばない。
  - まとめだが、誤印刷の証明書等の廃棄方法の協議、コンビニ従業員に対する本事業の個人情報の取扱いに関する指導方針や廃棄方法の手順書作成、端末に不具合が生じた際の交換時期、以上の3点J-L I Sに確認していただきたい。
  - 本事業の開始時には現場に足を運び、コンビニ従業員がどういった対応をしているのか確認していただきたい。
  - システム導入時、市は必ず現場を確認している。確認時に端末利用者がいるかは運である。
  - 実際に市民課職員が証明書等を取得して、端末が正常に稼働するか確認する。また、利用案内ポスターを作成する予定なので、各コンビニ店舗に掲示依頼をする予定である。
  - 本事業の周知方法については、町内会や団地にお住まいの方への啓発活動や携帯可能な利用案内等があればいいと考える。ただ、予算との兼ね合いもあるかと思うので、良い周知ができるよう工夫をお願いする。また、端末利用者が操作方法がわからない、苦情を申し出たい等に対応する窓口の設置を希望するがいかがか。
  - 市は、苦情が寄せられたときには必ず対応する。臨時窓口の設置については、費用対効果を検討する必要がある。苦情や相談件数が多く寄せられるのであれば専用の窓口を設置する必要があるが、週に一回程度であれば担当所管が対応することが通常である。
  - 各コンビニ店舗に掲示する利用案内ポスターに、相談等は市役所の開庁時間内をお願いします等、連絡方法について記載した方がよい。
- 「東村山市女性のための就職支援事業業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。**

※委員意見及び市民相談・交流課の回答

- 諮問書P. 2【受託者が取扱う個人情報の種類】に「離職票」があるが、離職票には退職理由、過去の給与及び入社日数等の細かい情報が記載されている。個人情報、不要な情報は収集しないことが大原則である。そのため、離職票のコピーは取らず、目視で離職状態であることを確認できれば、本事業を実施していく上では問題ない。若しくは履歴書に最終職歴のみ記載してもらえれば、不要な個人情報を収集せずに離職状態であることを確認できると考える。本事業は東京都の補助金を活用するので、離職票が必要なのか。
- 離職票の必要性について、東京都の要項には規定されていない。諮問書P. 3に記載の離職状態であることを証明する書類の写しの種類は、あくまで例示である。離職票には unnecessary 個人情報が記載されているので、受講者から離職票の提出があった場合には、 unnecessary 個人情報はマスキングをした上で、コピーする方法で対応したいと考えている。
- 不要な個人情報は収集しないことが原則なので、そのような方法で対応をお願いする。
- 承知した。
- インターンシップを受け入れる事業者に、受託者は受講生の個人情報をどのように提供するのか。また、提供を受けた事業者はどのように個人情報を保管するのか。
- 受講者の職歴等の unnecessary 個人情報は提供しない。受講者がどのような職種や働く時間帯を希望しているのかという情報は、個別カウンセリングで受託者が聴取する。したがって、事業者には受講者の氏名・住所・年齢・電話番号・聴取内容等を提供する。
- インターンシップ終了後、事業者が持っている個人情報の取扱いはどうするのか。また、事業者が知った個人情報を口外しない等、事業者における守秘義務について受託者はどのように担保するのか。
- 事業者の守秘義務について、受託者は他市での実績が豊富なので、事業者に誓約書を書かせているかを確認し、次回の審議会で報告する。
- 事業者における個人情報の取扱いについて、受託者にしっかり確認していただきたい。
- 承知した。
- P. 3【(4) 契約終了後の個人情報の返還、廃棄方法】に、「受託者は保管する全ての個人情報を市に返還し、市が廃棄する。」とあるが、P. 4【(4) 契約終了後の個人情報データの保存年限、返還・廃棄方法】には、「受託者が使用したコンピュータ上のデータは契約期間終了後、受託者にて責任廃棄を実施し、第三者の発行する廃棄証明書を委託元に提出する。」とある。廃棄方法が矛盾しているのではないのか。
- P. 3の内容は離職票等の紙媒体の個人情報を指し、P. 4は電子データの個人情報を指している。紙媒体と電子データの個人情報の廃棄方法は異なる。
- 受託者は2台のコンピュータを使用することだが、この2台には他市の情報は入るのか。
- 当市専用のコンピュータのため、他市の情報は入らない。
- 電子データの削除とは、この2台のコンピュータにあるデータを削除するという意味か。
- P. 16とP. 17にお示ししている情報が、2台のコンピュータに保存されるので、当該データを削除するという意味である。
- P. 4【(4) 契約終了後の個人情報データの保存年限、返還・廃棄方法】には、「受託者が使用したコンピュータ上のデータは契約期間終了後、受託者にて責

任廃棄を実施し、第三者の発行する廃棄証明書を委託元に提出する。」とあるが、このような廃棄証明書は発行されるのか。

→ 受託者から聞いた話では、受託者にて電子データを削除し、その後、別の事業者がコンピュータ上にデータが残っていないか確認し、廃棄証明書を発行するとのことである。

● たとえば、ある事業者が別の事業者に個人情報の廃棄を依頼し、廃棄したことを証明する廃棄証明書を発行してもらうことはある。しかし、受託者自身が消去し、それを別の事業者がデータが消去されているのかを確認して廃棄証明書を発行するという話は聞いたことがない。廃棄方法について再度確認していただきたい。

また、契約中に受託者社内に設置しているコンピュータが故障して廃棄する場合も考えられるので、故障時の保守メーカーはどこで、故障したコンピュータを廃棄したときに廃棄証明書を取得しているのか確認することが大事である。

P. 4に「セキュリティソフトは常に最新の状態を保持」とあるが、コンピュータのアップデート設定で、セキュリティは自動更新又は手動更新どちらになっているのか受託者に確認していただきたい。

● P. 2【受託者が取扱う個人情報の種類】の「(8) インターンシップ中の事業者による受講者の評価」とある。仮に事業主が受講者を主観的に評価するとなると、受講者は良い評価を得るために、事業主に何か歩み寄りをしないとイケないのか等の余計な考え誘発する可能性がある。事業主は主観的に採点を行うのではなく、評価基準のマニュアルに基づいて採点を行うのか。また、東京都の本事業の要項に、事業者による受講者の評価を得なければならない等と明記されているのか。

→ 東京都の要項に明記されていない。P. 18の様式内には、事業者による直接雇用化（成立、不成立）、直接雇用化不成立理由（詳細）など受講者の評価に係る記載欄があり、ここには受託者がインターンシップ先の事業者に受講者の評価について聞き取りをした結果を記載する。評価基準のマニュアルがあるかどうかは、受託者に確認ができていないので、次の審議会時に報告する。

● 事業者による受講者の評価は、受講者に知らせるのか。

→ 知らせない。

後日補足：審議会当日は上記のとおり回答したが、後日所管で再確認した結果、事業者による評価を口頭で受講者にお伝えする。

● 単に受講者を良い、悪いと評価するのではなく、受講者がどういう職種に適正があるのか等をアドバイスをして、就職に結びつくようにする必要がある。

● 事業者による評価基準と評価をどう活用するのか、受託者に確認していただきたい。

→ 承知した。

● 委託内容に受託者による個別カウンセリングとあるが、聴取内容は個人情報に該当する場合もある。聴取内容が記載された書類について、市に返却又は受託者で廃棄するのか。若しくは個人を特定できないよう加工して、今後の受託者における人材派遣業務に活かすのか。

→ ヒアリング内容も、P. 18の雇用者名簿の備考欄に記載する。カウンセラーが個人的にメモを取って自分自身で破棄することは想定していない。受託者が取得する個人情報は、当該雇用者名簿に記載する情報だけである。

● 個別カウンセリング以外でも受講者と受託者で話す機会があるかもしれない。そういった場合は、カウンセラーは個人のメモとして残すのではないのか。

- 紙媒体の個人情報書類については、すべて市に返還させる。
- 個別カウンセリング以外で、受講者と受託者と話した内容を記載した書類も含めて、紙媒体の個人情報はすべて市に返還させ、電子データについては、きちんと廃棄するよう受託者をお願いしていただきたい。
- インターシップの実施事業者は、市内の事業者だけなのか。
- 基本的には市内事業者を考えているが、受講者の中には、市内で働くのを敬遠される方もいるかと思うので、市外事業者も含めてインターンシップを実施できるようにしている。
- 受託者が受講者と個別ヒアリングをした内容は個人情報として扱い、紙媒体の個人情報は市に返還させ、電子データの個人情報は受託者できちんと廃棄することをお願いすること。インターンシップ中の事業者による受講者の評価方法を確認すること。コンピュータの故障時の保守点検業者名の確認と本事業が終了していないときに故障したコンピュータを廃棄するときは、その都度廃棄証明書を取得するようお願いすること。各端末のセキュリティソフトについて、コンピュータのアップデート設定で自動更新又は手動更新どちらになっているのか確認すること。受託者が使用したコンピュータ上のデータは契約期間終了後、受託者にて責任廃棄を実施し、第三者の発行する廃棄証明書を委託元に提出するとのことだが、廃棄証明書は発行されるのかどうか確認すること。インターンシップを受け入れる事業者が受講者の個人情報をどう取り扱っているか確認すること。
- 承知した。
- 本事業の再委託先が、スマートフォンやタブレット等の機器を業務中に使用しないのか確認していただきたい。また、再委託先が従業員の退職時に「業務中に知り得た個人情報を退職後も口外しない」旨の誓約書を書かせているのかも確認していただきたい。受託者であれば市の監視の目は届くが、再委託先では届かないことが多い。

**○「国保情報集約システム本稼働前の業務等に係る委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。**

※委員意見及び保険年金課の回答

- 本委託事業は、東京都国民健康保険団体連合会（以下、「都国保連」という。）に国保情報集約システム（以下、「集約システム」という。）が新たに設置され、市及び都国保連間で被保険者の情報等の連携作業を行うとのことだが、システムの構造が複雑なものと情報連携を行うファイルが何種類もあるので、諮問書を読んだだけでは理解が難しい。どのような内容か簡単に教えてほしい。
- 法律（「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律」）の改正により、これまで市町村で管理・運営していた国民健康保険被保険者の資格について都道府県も保険者となることから、都道府県単位で情報を管理・集約するために開発されたシステムが集約システムである。今後は、市町村において国保資格を取得または喪失した日付のほか、都道府県内において国保資格を取得または喪失した日付を新たに管理していくことになる。  
集約システム稼働後は、市町村国保システム（市町村が国保業務を遂行するにあたって使用する自庁システム）に入力した情報が、集約システムを介し、次期国保総合システムに送信される。これにより、たとえば東村山市の国保に加入していたAさんが、小平市に転入しそこで小平市の国保に加入した場合、集約システ



ムに蓄積されているデータをもとに資格得喪の情報が正しいかどうかを確認し、整合を図ることが出来るようになる。

- 被保険者情報を移行しているときに、市と都国保連のシステムの両方にデータが存在することはあるのか。
  - 国保被保険者の資格情報の管理は、都道府県ではなく引き続き市町村が行う。集約システムには、市で管理しているデータを規定のインターフェース項目に設定し提供する形となる。
- 市が管理している国保被保険者情報全てを、集約システムに移行するわけではないという理解で良いか。
  - 平成24年4月1日以降に被保険者資格のあった方のデータを集約システムに提供する。市町村が管理している国保被保険者台帳データは、今後も市町村で管理する。仮に、集約システムに不正アクセス等の攻撃があったとしても、当市が管理する被保険者台帳（当市の国保システム）に影響は受けない。
- もし、連携ファイルの情報が抜き取られるなどシステムから情報漏えいしたときは、トレーサビリティ（追跡機能）はあるのか。
  - 市町村が資格情報ファイル等を集約システムのサーバーにアップロードし、当該ファイルをデータベースに登録する際は、マイナンバーは暗号化される構造となっている。また、データベース登録時に発生する中間ファイルは、情報連携時に自動削除されることから抜き取られるリスクは低い構造と聞いている。
- P.13【国保情報集約システムの機能概要（イメージ）】について、次期国保総合システムとは何か。
  - 次期国保総合システムとは、平成30年より稼働を予定しており、現行の国保総合システムの改訂版のシステムである。従来は市町村国保システムと国保総合システム間で被保険者情報等を送受信していたが、今後は、集約システムを経由して次期国保総合システムに情報が渡る構造となる。
- 集約システムを設置するメリットは何か。
  - 集約システムには、市町村ごとの高額療養費情報を都道府県単位に集約し、管理する機能がある。高額療養費とは、医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額を超えた分が後で払い戻され、高額療養費として払い戻しを受けた月数が1年間で3回あったときは、4回目から自己負担額がさらに引き下がる制度である。これまでこの多数回該当の通算は同一保険者（同じ市町村）内での療養にのみ適用され、保険者が変わったとき（市外に転居）は、多数該当の回数には通算されなかった。今後、東京都も保険者になることから、都内転居の場合においては、多数回該当の回数に通算されることとなった。これは今回の制度改正における利点のひとつとしても挙げられており、この情報管理を行うことも集約システムを設置する目的のひとつである。
- 次期国保総合システムの稼働時期は、平成30年からなのか。
  - お見込みのとおり。
- 集約システムを導入すると、システム間における個人情報の移動回数が増えるので、あまり好ましくないと思う。一つのシステムにまとめるという選択肢はなかったのか。
  - ご意見については議論がなされたところではあるが、国保総合システムにはレセプトという機微な個人情報が記載されているので、他の情報と混ざるとは好ましくないという結論となり、集約システムの設置に至った。
- P.10【国保情報集約システムのセキュリティ強靱化】に、セキュリティに係る図説がある。そこに「市町村の任意で設置するファイアウォール」とあるが、市は当該ファイアウォールを設置するのか。

- 当市における本事業に該当する図説は、市町村の点線囲い部分の下にある基本運用の点線囲い部分である。市町村の点線囲い部分内の市町村任意のファイアーウォールというのは、被保険者情報を自動送信する自治体が設置する。当市は、市町村国保システムからデータをUSB媒体で抽出し、情報連携用のコンピュータ端末にデータを移行して情報を送信する。
- 東京都が保険者に加わることで、市民にとって何かメリットがあるのか。総合的な評価をお聞きしたい。
- 都道府県が当該管内の市町村とともに国民健康保険の運営を行うことは、現在抱えている国民健康保険制度の財政的な安定を図るという目的がある。現在、日本全国では国民健康保険制度における赤字額は約 3,500 億円、東京都では 1,300 億円、当市では 27 年度決算ベースで約 13 億円である。そういった現状の中で、国民健康保険制度を広域化することで、財政運営を安定化させることが狙いである。  
人口の少ない地方の自治体では、国民健康保険税に対し、一般会計から赤字繰入を行っていないことから、国民健康保険税額は当市の約 2 倍というところもある。本来の制度の在り方としては、赤字繰入を行わない運用が理論的に正しいのだが、都内保険者ではすべての保険者が保険税軽減のため赤字繰入を行っているというように全国的に地域差が生じている。  
今後、国民健康保険税の在り方について検討していく中で、非保険者にも影響が出てくる可能性も無きにしても非ずだが、併せて医療給付費を適正化していくことで、市民の皆様に極力影響を与えないよう努めていきたい。
- 現状の状態が続くと、国民健康保険制度は成り立たないということか。
- お見込のとおり、全国的に医療給付は増大している。また、先程、医療費の適正化について申し上げたが、当市は多摩 26 市中、1 人当たりの医療費が高い方の自治体である。当市では国保被保険者数は減少しているが、医療費総体が上昇するという反比例現象が起きている。28 年度の見込みでは、医療費が減少するので、明るい兆しも見えている。
- 規模の小さな自治体では、国民健康保険制度を維持することは難しいので、運営を都道府県に担ってもらいたいという要望が以前からあった。
- 国で当該制度の一元化をしてもらいたいという話もある。
- P. 24【国保情報集約システムの本稼働前の業務を国保連合会へ委託することに伴う特定個人情報等の取り扱いに関する覚書 第7条】に再委託の条項があるが、再委託をする業務内容は何か。
- システムの運用テスト、マスタのセットアップ、データのバックアップ、ヘルプデスクの取扱いを予定している。
- P. 24 の第7条第3項に、再委託する場合は東村山市の承認を得ると記載されている。どういう事業者にどういう内容の再委託をするのかを必ず確認していただきたい。
- 承知した。都国保連は公的機関に準ずる組織なので、個人情報保護規程などかなり細かい規程がある。再委託先においても業務終了後の報告等の取り決めや実地調査方法について、細かく規定する予定である。
- 集約システムは、都国保連の建物に設置されるのか。
- お見込のとおり。
- 集約システムのバックアップデータは、別の場所にあるのか。
- 遠隔地にあるが、セキュリティの関係上知らされていない。
- P. 6 に「パスワードの有効日数・誤り許容回数・管理世代数を超えた際に、システム・PC 起動に必要な ID・パスワードを変更する。」とあるが、変更頻度

ほどのくらいか。

- パスワードの有効日数は90日、誤り許容回数は3回である。また、管理世代数については、前回使用したパスワードは使用できない。
- 本事業は全国的に行われるので、特段これをしていただきたいとの要望はないが、今後システムの本稼働が控えているので、適切に業務に移行できるよう願います。
- 承知した。

#### (4) その他

- 「情報公開制度、個人情報保護制度、情報公開・個人情報保護不服審査会」の平成28年度運用状況の配布

(情報公開係長)

本日、机の上に平成28年度運用状況の冊子をお配りしている。これは毎年、昨年度の個人情報開示請求や情報公開請求について、請求内容や公開、非公開等の決定内容等をまとめているもので、市議会や各課に配布している。委員の皆様にも後ほどお目通しいただきたい。

- 契約書の受注者の解除権について

(情報公開係長)

前回の審議会で委員から「市の契約書の約款に受注者の解除権に関する条項が明記されているのは珍しいのではないか。他市の約款にも同じ条項は入っているのか。」とのご質問があったため、契約課に確認した。当市の約款は、東京都が作成している標準契約書を参考にして作成しているようで、東京都の標準契約書には受注者の解除権が入っている。26市の約款すべてに明記されているかは調査していないが、多くの市は明記している。

現在は、行政と民間企業は対等な関係で契約を締結するので、市が受注者にとって大きな不利益になるような契約変更をしようとしたときは、受注者が契約を解除できる権利を入れておく必要があるとのことである。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

#### 【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。